

玉城町農作業機械修繕費支援事業補助金のおしらせ

玉城町内の下記対象者様に、農作業機械の修繕に係る費用の一部を予算の範囲内で支援いたします。

該当されると思われる方は申請書に關係資料を添付して、受付期間中に申請してください。事前相談も受付けております。

【対象者】

- ・玉城町内在住の農業者（個人又は法人）で、玉城町内農地で50アール（5000㎡）以上耕作している方
- ・農業所得がある方
- ・町税等を滞納していない方



【補助対象】

- ・劣化又は摩耗により修理が必要な農作業機械の修繕・点検整備費用
- ・修繕・整備費用が**5万円以上（税込）**であること
- ・対象機械：田植え機、穀類乾燥機、トラクター、コンバイン
- ・申請日までに修繕見積りおよび修繕前の写真が用意できており、**令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に修繕及び支払いが完了**すること

【補助金額】

- ・修繕・整備費用の1/2（上限10万円）で1,000円未満切り捨て（1名又は1法人につき、同一年度1回限り。予算の範囲内で補助する）

【提出書類】

- ・玉城町農作業機械修繕費支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・見積書の写し
- ・修繕しようとする農作業機械の写真（修繕箇所、修繕中又は不具合部品）
- ・農業所得があることを確認できるもの（青色申告の写しなど）

【受付期間】

令和6年11月1日～令和6年11月15日
玉城町役場開庁時間中

【受付場所】

玉城町役場 産業振興課

